

3月1日～7日は春の火災予防運動

消防本部予防課 ☎68・0937

春は空気が乾燥し、風も強く火災の多い季節です。昨年の火災発生件数は39件で、これらの出火原因は、放火の疑い、たばこ、ガスコンロでした。火の取扱いには十分注意し、火災の発生を未然に防ぎましょう。

○予防対策

- ・家の周りには燃えやすい物を置かないなど、放火されない環境づくりをする。
- ・灰皿には水を入れておく。
- また、たばこのポイ捨てはしない。
- ・天ぷらなどを揚げたりする時は、火をつけたままにして、その場を離れない。



〈住宅用火災警報器の設置〉

平成18年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化され、既存の住宅に関しては、

平成20年5月31日までに設置が必要です。設置場所は寝室、階段などです。詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせください。なお、消防署が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、悪質な販売業者にご注意ください。
「火は見る あなたが離れる その時を」

「消防広域化推進計画」を「存じ」ですか

消防本部総務課 ☎68・0935

国は大規模災害などに対応するため、消防組織法の一部を改正し、概ね管轄人口30万規模を目標として、自主的な市町村の消防の広域化を推進していく基本指針を示しました。それを受けて、愛知県は東三河を一つの消防本部とする広域化推進計画(案)を示しています。

現在、当市の消防体制整備は、市民のコンセンサスを得て、市内の消防力の強化を図っています。市町村消防の広域化は、初動体制の強化、装備の充実、大規模災害に対する対応などのスケールメリットが実現できるとされています。市では、市民サービス向上

を最優先に市民の安全・安心のため広域化への検討を重ね、一層の消防救急体制確保に努めていきます。

軽自動車などの廃車、名義・住所変更手続きはお早めに

軽自動車税 ☎66・1115

軽自動車税は、毎年4月1日現在で課税台帳に登録されている所有者に課税されます。したがって、車を廃車、譲渡、盗難などにより実際に所有していかなくても、所定の届出をしておかないといつまでも税金がかかります。

- ① 現在使用していない原動機付自転車、軽自動車などを所有している方で、廃車手続きを済ませない方は
- ② 転入・転出をしても車の住

所変更をしていない方
③ 友人、知人に車を譲渡しても名義変更の手続きをしていない方
※3月下旬は窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに手続きを済ませるようお願いいたします。

◆おまな軽自動車の税額

- 原動機付自転車
 - ・総排気量が50cc以下 千円
 - ・総排気量が50ccを超え90cc以下の二輪 千200円
 - ・総排気量が90ccを超え125cc以下の二輪 千600円
- 小型特殊自動車
 - ・農耕作業用 千600円
 - ・その他のもの 千700円
- 軽自動車
 - ・軽二輪 千400円
 - ・四輪の乗用自家用 千700円
 - ・四輪の貨物自家用 千200円
 - ・二輪の小型自動車 千400円
 - ・総排気量が250ccを超えるもの 千400円

●普通自動車の登録検査および廃車、名義・住所変更のお問い合わせは、豊橋自動車検査登録事務所へ。

【登録】

☎0532・328821

【検査】

☎0532・328822

車種	原動機付自転車 (125ccまで) 小型特殊自動車	軽自動車		二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)
		軽二輪 (126cc～250cc)	四輪	
届出先	市役所税務収納課 税政担当	愛知県軽自動車協会 (豊橋分室) ☎0532・34・4601	愛知県軽自動車検査協会 (豊橋支所) ☎0532・34・3311	愛知陸運支局 豊橋自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2049
届出に必要なもの	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印かん 〈名義変更〉 ・印かん (新・旧所有者両方) ・標識交付書	〈廃車〉 ・ナンバープレート ・印かん 〈名義変更〉 ・新所有者の住民票の写し ・自動車検査証 (軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) ※手続きは、自家用自動車組合 (蒲郡警察署北 ☎69・5105) で代行します。	・自動車検査証 (軽二輪 126～250ccは軽自動車届出済証) ・自賠責保険証 ・印かん (新・旧所有者両方)	